

さいたま市つなご着ぐるみ等使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市のPRを図るため、さいたま市PRキャラクターつなご着ぐるみ及びこれに附随する服飾品等（以下「着ぐるみ等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用手続)

第2条 着ぐるみ等を使用する者は、あらかじめ着ぐるみ等使用申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付して、別表のとおり市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、市が業務のために使用する場合は、この限りでない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかるもの
- (2) 着ぐるみ等の用途や使用する場所の状況等がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ着ぐるみ等を使用することが市のPRに寄与すると認められるときは、着ぐるみ等の使用を承諾する。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 着ぐるみ等を営利目的で使用するおそれのある場合
- (4) 特定企業の商品の販売促進等につながる行為を行う場合
- (5) 酒宴が主な目的の行事等で使用する場合
- (6) 個人の行事で使用する場合（ただし、市内で結婚式を挙げ、かつ市内に在住する場合を除く。）
- (7) 安全性への配慮を欠き、又は毀損若しくは汚損のおそれがある場合
- (8) 着ぐるみ等の正しい使用方法に従って使用されないおそれがある場合

- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が運営等に関わるイベント等で使用する場合
 - (10) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者が利用しようとする場合
 - (11) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (12) その他、その使用が著しく不相当と市長が認めた場合
- 3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、使用を承諾したときは着ぐるみ等使用承諾通知書（様式第2号）を、使用を承諾しなかったときは着ぐるみ等使用不承諾通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（使用上の遵守事項）

第3条 着ぐるみ等の使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) さいたま市PRキャラクター着ぐるみ使用マニュアルを遵守すること。
- (2) 着ぐるみ等を使用する権利を第三者に譲渡しないこと。
- (3) 前条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 使用承諾を受けた内容にのみ使用し、市長が付した使用条件に従うこと。
- (5) 貸出しに伴う搬出及び搬入は、原則として使用者が行うこと。
- (6) 着ぐるみ等の貸出期間は、原則として5日間以内とすること。
- (7) 着ぐるみ等の貸出は、原則として1行事につき1体とすること。

2 市長は、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、着ぐるみ等の使用について条件を付することができる。

（承諾の取消し）

第4条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承諾を取り消し、着ぐるみ等使用承諾取消通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合

(2) 申請に虚偽又は不正があった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場合

2 前項に規定する取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(修理補修)

第5条 着ぐるみ等を毀損し、又は汚損した場合は、使用者の責任により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、市長が、着ぐるみ等の修補又はクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第6条 着ぐるみ等の使用に起因する事故等により、使用者又は第三者に対し損害を与えた場合、市長は、その責めを負わない。

(使用料)

第7条 着ぐるみ等の使用料は無料とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみ等の取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表

使用申請者	提出先部署
西区内の企業・団体等	西区 区民生活部 コミュニティ課
北区内の企業・団体等	北区 区民生活部 コミュニティ課
大宮区内の企業・団体等	大宮区 区民生活部 コミュニティ課
見沼区内の企業・団体等	見沼区 区民生活部 コミュニティ課
中央区内の企業・団体等	中央区 区民生活部 コミュニティ課
桜区内の企業・団体等	桜区 区民生活部 コミュニティ課
浦和区内の企業・団体等	浦和区 区民生活部 コミュニティ課
南区内の企業・団体等	南区 区民生活部 コミュニティ課
緑区内の企業・団体等	緑区 区民生活部 コミュニティ課
岩槻区内の企業・団体等	岩槻区 区民生活部 コミュニティ課
市外の企業・団体等	都市戦略本部 都市経営戦略部

様式 [略]